

高畠町倒壊家屋等除却事業補助金

補 助 内 容	倒壊家屋等の“廃材”や“がれき”等の撤去費用を助成します。 ※倒壊家屋等とは、倒壊した家屋（家屋に附属する建物等を含む）をいう。
補 助 対 象 倒 壊 家 屋 等	① 個人が所有するものであること。 ② 外観による判定において損壊割合が 70%以上であること。 ③ 公共事業等の補償対象になっていないこと。
補 助 対 象 者	倒壊家屋等が存する自治会等 ※事業着手時期の3カ月前までに事前相談をお願いします。
補助対象経費	① 重機等借上料 ② 廃材運搬費及び処分料 ③ 業者等に請負わせる場合の工事・委託費 ④ 町長が必要と認める経費 ※同一敷地内において、景観を損なっている状態の立木の処分も、倒壊家屋の除却工事と同時に行う場合は含めることができます。
補 助 金 額	事業に要する費用の 10 分の 9 上限 50万円（1,000円未満切捨） 

高畠町倒壊家屋等除却事業補助金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	補助内容等	▶別紙『交付規程』⇒「第1条」、「第2条」
	対象家屋	▶別紙『交付規程』⇒「第3条」
	補助対象者	▶別紙『交付規程』⇒「第4条」
	補助対象経費	▶別紙『交付規程』⇒「第5条」
	補助金額	▶別紙『交付規程』⇒「第6条」
申請者	交付申請	▶別紙『交付規程』⇒「第7条」 ◎提出書類 ☐ 交付申請書【様式第1号】 ☐ 事業計画書【様式第2号】 ☐ 補助対象経費の見積(内訳)書の写し ☐ 対象倒壊家屋の位置図 ※住宅地図可 ☐ 登記事項証明書(未登記の場合は土地家屋名寄帳) ☐ 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさで、施工箇所につき2方向以上撮影 ☐ 個人情報の取得に関する承諾書 ☐ 各同意書(第7条-6号、第7条-7号、第7条-8号) ！着工前！
	交付決定	▶別紙『交付規程』⇒「第8条」 ◎申請書等審査、書類確認、現地調査後、「交付決定通知書」にて申請者へ通知。 ※交付決定通知の到着後に、補助対象工事を開始してください。 ※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※規程第10条
申請者	実績報告	▶別紙『交付規程』⇒「第11条」 ◎提出書類 ☐ 実績報告書【様式第6号】 ☐ 補助対象経費の請求書又は領収書等の写し ☐ 廃棄物処理に関する処分証明書類 ※廃棄物マニフェスト等 ☐ 工事中・完了後の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさで、各施工箇所につき2方向以上、工事前と同方向で撮影 ！30日以内！
町	補助金の確定	▶別紙『交付規程』⇒「第12条」 ◎報告書等審査、書類確認、現地調査後、「交付確定通知書」にて申請者へ通知。
申請者	交付請求	▶別紙『交付規程』⇒「第13条」 ◎上記交付確定後、「交付請求書【様式第8号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。約10日～14日以内に振込み。